

(策定年月日)平成29年 6月26日

(協議会名称)岩内町地域公共交通活性化協議会

(代表者)会長 猪口 仁

1. 地域公共交通確保維持改善事業に係る目的・必要性

岩内町は鉄道交通がなく、各地域への交通手段としては、路線バスがその役割を担っている。

岩内バスターミナルを起点とし、札幌市をはじめ、小樽市、また近隣町村である寿都町、神恵内村、倶知安町へ運行しており、幹線交通については一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられる。しかしながら、この幹線交通は、市町村間をネットワークすることが大きな目的であり、基本的に停留所は国道沿道にしかなく、面的に岩内町内をカバーする路線とは言い難い。現状として、幹線交通につなげるためのフィーダー交通が不足しており、公共交通を利用しづらい状況となっている。

町内では住民の高齢化が進んでおり、これに合わせ自家用車などの「生活の足」を持てず、日常生活に支障を来している住民も増加している。また、自家用車を所有していても、運転に危険を感じ、使用できない高齢者もいる。

平成26年度に実施した、岩内町における公共交通の検討調査においては、「生活の足」がない高齢者等の交通弱者が外出する際には、岩内町の地域特性上、ハイヤーやタクシーによる移動が多いと示されたが、同時に、通院や買い物など、日常生活の移動を担う公共交通が求められていることも判明した。

これらの状況を踏まえ、平成27年10月及び翌年2月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの住民の利用があり、岩内町における住民の移動手段として、公共交通の必要性が充分確認されたことから、平成28年10月「岩内町コミュニティバス」の運行を開始し、当初の想定を上回る多くの方々に利用されている。今後もさらなる高齢化が進展する中、町内における公共交通の必要性は高まっていくものと考えられる。また、公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化などを行う上でも、コミュニティバスを含めた公共交通の確保が不可欠である。

本計画は、住民ニーズに合った、新たな交通サービスの提供と公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指すものである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

通院や買い物など生活面での利便性を確保するとともに、商店街などと連携し、地域の活性化に資する公共交通を確保する。

また、広報活動やバスを利用しやすい環境の整備を継続して行い、利用者の増加を図るとともに、誰もが安心して利用できるよう努め、着実なバス利用の定着を目指す。

◆コミュニティバスの利用者数（目標） 70人／日以上（前年度目標 65人／日以上）

(2) 事業の効果

自家用車を持たない、または利用できない高齢者等交通弱者の通院や買い物等における利便性が確保され、外出機会の促進が図られる。その上で、商店街などと連携することにより、地域の活性化に繋げることができる。

また、幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通全体における利用拡大も図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町内の路線バスと観光情報等をまとめた「バス利用まるごとガイド」を作成・配布する。（岩内町）
- ・町内会や各団体にバスの乗り方教室を開催する。（岩内町、運行事業者）
- ・商店街と連携し、コミュニティバス回数券購入者に商店街のポイントカードにポイントを付与するサービスを実施する。（岩内町、運行事業者、商店街）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表1）

別紙表1のとおり。

■岩内町コミュニティバスの事業概要

①運行エリア

岩内町内

②運行ルート

別紙1参照

③運行日

月曜日から日曜日（祝日を含む）
ただし、1月1日は運休とする。
（日曜日及び12月31日、1月2日、1月3日は別ダイヤ）

④時刻表

別紙2参照

⑤運賃

《種別》	《料金》	《備考》
大人	150円	
小学生以下		
障がい者(身体・知的・精神)及び介助者1名	無料	手帳の提示が必要

⑥運行事業者

ニセコバス株式会社

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

事業費から国庫補助金額及び運送収入を差し引いた差額分を岩内町で負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

ニセコバス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし。

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（表3）

該当なし。

9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

該当なし。

10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表5）

別紙表5のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

岩内町コミュニティバス路線を運行するバス車両については、使用開始後20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、走行中の故障が発生しやすい状況にあり、また、車両の乗降口が高く、バリアフリー対応車両と比べると利便性の低い設計になっている。

整備費用の削減を図るとともに、利用者の安全な輸送を確保し、高齢者や障がい者など体の不自由な利用者の外出機会をさらに創出するため、ノンステップバス車両を1台代替車両として購入する必要がある。（平成30年6月にノンステップバスを1台購入予定）

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・岩内町コミュニティバス路線における障がい者の利用者数を前年比110%以上とする。
- ・岩内町コミュニティバス路線における利用者の満足度指数を80%以上とする。

(2) 事業の効果

当該バス路線にバリアフリー対応車両を導入することにより、整備費用の削減が図られるだけでなく、高齢者や障がい者に対する利便性も確保されるため、より利用者の満足度の高い事業を実施することができる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者（表8）

別紙表8のとおり。
なお、車両購入費から国庫補助金額を差し引いた差額分は岩内町が負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

①車両の代替による費用削減等の内容

- ・燃費向上
- ・修繕費削減
- ・車両整備の効率化による人件費削減

②代替車両を活用した利用促進策

- ・利用者のニーズに合わせた運行ダイヤ等の見直し
- ・ノンステップバスの車内を活用した各種情報提供
- ・バス利便性向上に伴う広報周知、出前説明会の開催

15. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 平成27年5月22日（金）
第6回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容

- ・平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））の交付決定について
- ・岩内町地域公共交通網形成計画素案作成業務の委託について

(2) 平成27年8月24日（月）
第7回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容

- ・岩内町コミュニティバス実証運行調査について

- (3) 平成27年11月20日(金)
第8回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・秋期実証運行調査の結果について
・冬季におけるコミュニティバスの実証運行調査について
・岩内町地域公共交通網形成計画の骨子及び計画策定に係る事業の事業評価について
- (4) 平成28年2月19日(金)
第9回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・冬期の実証運行調査の中間報告について
・岩内町地域公共交通網形成計画(素案)について
- (5) 平成28年3月18日(金)
第10回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・冬季の実証運行の結果について
・岩内町地域公共交通網形成計画素案(案)について
- (6) 平成28年5月13日(金)
第11回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・コミュニティバス運行事業について
- (7) 平成28年6月27日(月)
第12回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・地域内フィーダー系統確保維持計画について
- (8) 平成29年1月30日(月)
第13回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・回数券の販売について
- (9) 平成29年6月26日(月)
第14回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
・平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

16. 利用者等の意見の反映状況

地域住民又は利用者の代表である当協議会委員からの意見を反映。

17. 協議会メンバーの構成

別紙3のとおり

担当者連絡先

(住所) 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

(所属) 企画経済部企画産業課

(氏名) 主事 荒木 智弘

(電話) 0135-67-7096

(e-mail) kikaku@town.iwanai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岩内町	ニセコバス株式会社	(1) 岩内町コミュニティバス	岩内 ターミ ナル	野東・岩 内ターミ ナル・宮 園	岩内 ターミ ナル	往 km 復20.0km	364日	2,802回		乗合バス型	①	地域間幹線系統の雷電 線及び小沢線と岩内 ターミナルで乗換可能	②
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

市区町村名	岩内町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	2,770
交通不便地域	13,042

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
13,042	過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
13,042人	$13,042人 \times 150円 + 240万円 = 4,356千円$	4,356千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表8 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
岩内町	ニセコバス株式会社	1	(1) 岩内町コミュニティバス	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	32	平成30年6月
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。